

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月22日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	高知県
3. 市区町村名	室戸市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.muroto.kochi.jp/hopweb/joho/html/joho00001864.htm

執行機関名 室戸市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	室戸市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和51年条例第21号)による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		室戸市個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第41号)別表第一 3の項 室戸市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和51年条例第21号)による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第一条	室戸市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和51年条例第21号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、ひとり親家庭に対してひとり親家庭医療費を助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		室戸市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和51年条例第21号) 室戸市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則((昭和51年規則第16号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	室戸市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第3条、第6条 室戸市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則第3条、第4条
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	室戸市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則第4条第2項の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	室戸市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第3条、第6条 室戸市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則第3条、第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ニ	室戸市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第3条、第6条 室戸市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則第3条、第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号	室戸市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第3条、第6条 室戸市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則第3条、第7条
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務	室戸市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則第7条第1項の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号 ホ	室戸市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第3条、第6条 室戸市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則第3条、第7条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号ニ	室戸市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第3条、第6条 室戸市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則第3条、第7条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	室戸市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第3条、第6条 室戸市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則第3条、第8条
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	室戸市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則第8条の規定による申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号ホ	室戸市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第3条、第6条 室戸市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則第3条、第8条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号ニ	室戸市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第3条、第6条 室戸市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則第3条、第8条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
備考		